



「建設現場での安全作業」 — 事業所、作業所での必要資格 —



報国エンジニアリング株式会社 品質管理部 人材支援企画課 黒木 哲也

1. はじめに

前号にて述べられた通り、建設業界における労働災害死者数は産業全体の36%という高い比率を示している。つまり、他の産業と比較して建設業そのものが重大な事故につながりやすい要素を多く含んでいるということである。

我々地盤業界においても、重機の転倒事故など、大きな災害となる可能性のある事故が定期的に発生しており、弊社においても年に数例ではあるが労働災害による負傷事例もいまだに発生している。そのような事故の発生を耳にするたび、あらためて「労働災害を根絶」させることの困難さを思いしらされる。

今回は本連載の第2回目として、「建設現場での安全作業」というテーマに対して、「資格」という観点からの考察を行ったものである。我々が日常的に行っているそれぞれの作業について必要な資格を再度確認するとともに、「資格」の持つ意味をあらためて考えていきたい。

2. 必要な資格

実際のところ、我々の行う作業にはどのような資格が必要なのであろうか。我々の業務上、必要とされる資格について、工法別に整理したものが表1である。

表1 各種作業と必要な資格の一覧

工法	必要資格	必要となる作業
表層改良	車両系建設機械 (整・運・積込用)	施工機の運転、操作
	ローラーの運転の 業務にかかる特別教育	締固め用ローラーの 運転、操作
	振動工具取り扱い作業者 安全教育	締固め用 プレートランマーの操作
柱状改良	車両系建設機械 (基礎工用)	施工機の運転、操作
	車両系建設機械 (整・運・積込用)	バックホウによる 掘削、整地
小口径鋼管	車両系建設機械 (基礎工用)	施工機の運転、操作
	車両系建設機械 (整・運・積込用)	バックホウによる 掘削、整地
	アーク溶接等特別教育	鋼管の溶接
	ガス溶接技能講習	鋼管の溶断
木杭工法	チェーンソーによる 伐木特別教育	木杭の切断
全工法	小型移動式クレーン 運転技能講習	材料等の吊り込み
	玉掛技能講習	吊り込み時の玉掛作業

大半が特別教育、技能教育であるので取得は比較的容易である。取得漏れが発生しないよう、事業者は雇用者に対して計画的に資格取得の機会を設定し、取得した資格に基

づく施工体制となるように段階的に取り組んでいく必要がある。

ただし、現場作業においては、例えば施工機の運転者などが作業工程の都合上、普段は行わない玉掛け業務を行うなどの場合もあり得るため、職長は作業に従事する各自の取得資格の内容を把握し、たとえ短時間でも無資格者が作業に従事しないよう注意することも非常に重要である。万が一、無資格者が作業に従事した場合には、事業者は安衛法等の定めにより処罰される可能性もある。

特にアーク溶接作業に関する資格では、「アーク溶接作業主任者」を置く場合には、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（以下「特化物技能講習」と表記）を修了した者」という要件が定められていたが、現時点における「特化物技能講習」の受講者の多くが金属アーク溶接等の作業に従事する者となっていることから、同講習の講習科目を金属アーク溶接等作業にかかもの限定した「金属アーク溶接等限定技能講習」が新設され、当該講習を修了した者から作業主任者を選任することができるようになる。（2024年1月1日より施行）

併せて、2024年4月からは、セメント系固化材、メタノール等「リスクアセスメント」対象物質を取り扱う事業場においては、「化学物質管理者」を配置し、かつ、従事者に保護具（防塵マスク、保護メガネ等）を着用させる場合には「保護具着用管理責任者」を選任することが義務付けられることとなる。事業場内において鋼材の事前溶接を実施されている場合や、セメント系固化材やメタノール等の化学物質を製造、もしくは管理されている会員様の場合はこの点についてもご確認いただき、取得漏れが生じないようにご注意いただきたい。

また、最近では、写真1のように元請け様から資格証確認写真を工事報告書に添付するようご指示をいただく場合もあり、今後も無資格者による施工が万が一にも発生することがないように、施工者サイドとしても細心の注意を払って取り組んでいきたい。



写真1 工事報告書に添付されている資格証確認写真例

3. 無資格者による労働災害

最近ではほぼ耳にすることもなくなってきたように感じているが、20年以上前の古い時代では、我々の業界でも「彼は溶接の資格は持っていないが、技術は高い」という

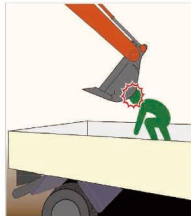


話を耳にしたことがある。皆さんの中に、同じようなことを言ったり聞いたりしたことがある人はいないだろうか。この場合の「溶接の資格」を「自動車の運転免許」に置き換えていただきたい、「彼は、運転免許は持っていないけど、運転の技術は素晴らしい」というのと同じことであり決して誇らしく声高に自慢できる話ではない。しかし、広く建設業界全体を見渡してみると、まだまだ無資格者による労働災害は発生している。

手元に「近畿地方整備局 企画部技術調査課」が発行した【あんぜん】（令和4年9月 第337号）というリーフレットがあるが、当該の号では無免許無資格者が重機を操作して事故に至った事例が2例紹介されていた。

事故事例1 無資格者がクレーン機能付バックホウを操作し、事故が発生

【事故概要】 現場資材置き場において、4tダンプトラックに積んだ資材をクレーン機能付バックホウ（以下、バックホウ）で高降ろし作業中、作業員が資材にナイロンスリングをつけたのを確認したオペレーターが、フックにナイロンスリングを掛けやすいようブームを下げたところ、バックホウのバケットが作業員のヘルメットに接触した。
なお、バックホウのオペレーターは小型移動式クレーン運転技能講習を未受講であった。



【主な要因】 ①小型移動式クレーン運転技能講習を修了していない労働者を当該業務に就かせていた。
②誘導者に合図を行わせていなかった。

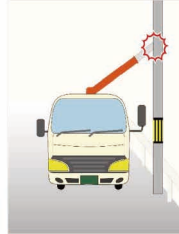
【再発防止対策】 ①作業員に技能講習を受講させた。
②災害防止協議会を開催し、再発防止対策を決定した。

労働基準監督署からは正動告（安衛法第20条第1号違反、安衛法第61条第1項違反）が出された。

事例1 無資格者がバックホウを操作

事故事例2 無資格者が積載型トラッククレーンを運転し、事故が発生

【事故概要】 ダム工事において積載型トラッククレーン（2t）で型枠材を高降ろした後、細骨材貯蔵設備ヤードへ移動した際に、ブームを格納せず張出したまま走行したためブームと電柱が接触した。
なお、当該作業者は小型移動式クレーン運転技能講習を未受講であった。また、移動式クレーンについて、1年以内ごとに1回、定期に法定の自主検査を行っていなかった。



【主な要因】 ①小型移動式クレーン運転技能講習を修了していない労働者を当該業務に就かせていた。
②ブームの格納を確認せずに移動した。

【再発防止対策】 ①有資格作業には資格者を選任し、無資格作業は危険であり、違法であることを徹底する。
②出入口に注意喚起看板及び高さ制限標示を設置する。
③持ち込み建設車両は、元請が事前確認し許可シールを発行する。（許可シールがないものは使用不可）

労働基準監督署からは正動告（安衛法第61条第1項違反、安衛法第45条第1項違反）が出された。

事例2 無資格者がトラッククレーンを運転

いずれの事例も、安全衛生法違反として労働基準監督署より是正動告の対象となっているようである。読者の皆様におかれましては、このような動告を受けなくても済むようにあらためて有資格者による作業を徹底していただきたい。

4. 安全とは…資格から考える

読者の多くはここに紹介した資格の一つ以上は取得されている方ではないかと思う。今一度、過去に受けられた講習の内容を思い出していただきたい。単に当該作業に関する内容のみではなく、「何が危険か」「何が安全か」という内容が講習の多くを占めていなかったらどうか。当該資格を取得しているという事は、「当該の作業について何が危険か」、そして「安全な作業のためにはどうすべきか」を教わるという事ではなかったらどうか。

いにしへの現場従事者たちよ、「資格がなくても技術は高い」ということでは決してないのだ。そもそも資格がなければその作業に従事できないのであり、技術を評価する以前の問題であるということである。

事業者や職長のみなさんは、（我々の業種は仕事がついから）「社員が定着しない」、「若い社員が入社してくれない」と嘆く前に、今一度自らの姿勢について見直していただきたい。「安全第一」の看板を掲げながら、無資格者に平然と作業に従事させているなど、決してあってはならない。

「安全第一」は単なる労働災害防止の標語ではなく、事業者が真に従業員の安全を願って掲げた社是ではなかったらどうか。

5. あとがきにかえて

冒頭に述べた通り、本稿は「建設現場での安全作業」について、「資格」という観点から考察を行ったものである。次号以降も執筆者が様々な角度から「安全」について切り込んでいただけるようであるが、「安全」は決して誰かが与えてくれるものではなく、その場にいるすべての従事者が同じ目線で同じ思いで取り組んでこそはじめて得られるものである。

今でも時折通勤の途中で土建業者さんがダンプの荷台からブリッジも使用せずユンボを直接地面に降ろしている光景を目にすることがあるが、実はそのような危険極まりない行為でも動画サイトでは「プロの素晴らしいテクニック」などともてはやされ、多くの視聴数を稼いでいるのもまた今の時代の現実でもある。

そのような時代であるからこそ、目先の利便性にとらわれることなく若い世代が安心してこの業界で頑張っていけるよう、真の安全を追求し続けていかねばならない。

日々無事に帰社してくれる現場従事者の皆様にあらためて敬意を表し、そして同時に明日もまた安全な一日であることを祈念し本稿のまとめとさせていただきます。

※参考資料 国土交通省近畿地方整備局発行
「あんぜん」第337号

